

あ ら い ま ち じ ま ち く か っ せ い か け い か く
荒井町島地区活性化計画

栃木県大田原市

栃木県

平成26年2月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	荒井町島地区						
都道府県名	栃木県	市町村名	大田原市	地区名(※1)	荒井町島地区	計画期間(※2)	平成26年度～平成29年度

目 標 : (※3)

荒井町島地区では、農業従事者の高齢化が進み、農業経営者不足が懸念されるため、農地整備事業を円滑に実施し、農業生産基盤の整備を図り担い手への農地の利用集積を促進するとともに、農業経営の向上を発現し、後継者が積極的に農業に取り組める条件を整備することで担い手や若い農業後継者が定住できる環境を整える。これにより、当地区の定住人口について、平成22年度(405人(集落戸数112戸、H23.1.1現在から平成25年度(413人(集落戸数121戸、H26.1.1現在)))の3年間でほぼ横ばいとなっている当地区の定住人口及び集落戸数を計画終了後においても維持することを目標とする。

目標設定の考え方

地区の概要:

大田原市は、首都圏から約150キロ地点にあり、栃木県の北東部に位置し、面積は354.12km²である。
 荒井町島地区は、大田原市の北西部に位置し、県営圃場整備事業金田北部3期地区に隣接し平坦で水田比率が非常に高く、稲作を中心とした水田地帯である。
 また、比較的大規模な農業が行われており、当事業を契機として担い手への集積及び認定農業者の育成や地域の合意形成を図り規模拡大に向けた取組を実施する。

現状と課題

荒井町島地区は、農業生産の基盤が未整備であり、大部分が小区画や不整形であり、農業用道路も狭隘で大型農機具の搬入に支障をきたしている状況が、農業経営の改善と農用地の利用集積に大きな障害となっている。また、農業従事者の高齢化が懸念されるため、集落戸数の維持や定住人口の維持が課題となっている。

今後の展開方向等(※4)

農業生産の基盤が未整備のため、農作業効率の低下及び農業従事者の高齢化により地域活力が低下するなか、基盤の整備や後継者の育成を推進するための農地整備事業を実施することにより、生産性の高い農業基盤を確立し、農業後継者の意欲の向上及び定住の促進を図っていく。

2 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第2号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
大田原市	荒井町島	基盤整備(農用地等集団化)	大田原市	有	イ	
大田原市	荒井町島	基盤整備(地形図作成)	大田原市	有	イ	
大田原市	荒井町島	農地整備事業	栃木県	無	イ	平成29年度～平成34年度(予定)

(2) 法第5条第2項第3号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

--

3 活性化計画の区域(※1)

荒井町島地区(栃木県大田原市)	区域面積(※2)	125ha
区域設定の考え方(※3)		
①法第3条第1号関係: 当該区域125haのうち農地面積は、109haで87%を占めるとともに、49%(農業従事者57人/全就業者数116人)が農業従事者で構成された区域である。		
②法第3条第2号関係: 農業者の活性化のためには基盤整備により生産性の高い農業を確立し、農業所得の増加、農業従事者の経営意欲を向上させることにより更なる定住化を進めることが有効かつ適切な区域である。		
③法第3条第3号関係: 本区域は、農業振興地域内の水田地帯であり、市街地を形成している区域は含んでいない。		

4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項 …該当なし

(1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m ²)	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類(※1)	土地所有者		権利の種類(※1)	土地所有者		農地(※2) 市民農園整備 促進法第2 条第2項第1号 イ・ロの別	市民農園施設 種別(※3)	
						氏名	住所		氏名	住所			

(2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

整備計画	種別(※5)	構造(※6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

(3)開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

--

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項 …該当なし

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(※2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3)		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4)		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件 その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6)		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)		

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

活性化計画が終了する翌年度に、現地確認調査や農林業センサス等の統計により地区内の人口と集落戸数を把握し、栃木県と大田原市が共同で評価を行う。また、評価結果については学識経験者等第三者の意見を聞き、妥当性を検証し公表する。